一三四四　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件　一七　六　一
一三四五　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の業務の全部の廃止を許可した件　一七　六　292
一三四六　標準国際利用航空運送約款の一部を改正する件　一七　六　三二
一三四七　運輸審議会件名表に登載された件　一七　六
一三四八　高速自動車国道に関する件　一八　七
一三四九　建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一八　七
一三五〇　運輸審議会から答申があった件　一九　四
一三五一―一三五五　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　四
一三五六―一三五七　直轄砂防工事を施行する件　一九　六
一三五八―一三五九　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一九　七
一三六〇　航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示　一九　294　一三四
一三六一　航空法施行規則第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示　一九　294　一三四
一三六二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件　一九　294　一三五
一三六三　都市計画に関する件　一九　294　二三五
一三六四―一三六六　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　五
一三六七　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針　二〇　295　八八
一三六八　海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件　二〇　295　九八
一三六九　航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件　二〇　295　九九
一三七〇　豊川水系における水資源開発基本計画の全部を変更した件　二五　三
一三七一　利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件　二五　六
一三七二　木曽川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件　二五　六
一三七三―一三七五　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　六
一三七六　直轄砂防工事を施行する件　二五　七
一三七七　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　七
一三七八　福岡空港の施設について告示した事項に変更があった件　二六　302　二二
一三七九　松本空港の施設について告示した事項に変更があった件　二六　302　二二
一三八〇　天草飛行場の施設について告示した事項に変更があった件　二六　302　二二
一三八一　平成十五年国土交通省告示第百九十四号の一部を改正する件　二六　302　二三
一三八二　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二六　302　二四
一三八三　函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二六　302　二五
一三八四　駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録更新をした件　二六　302　二六
一三八五―一三八八　砂防法第二条の土地を指定する件　二七　五
一三八九　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件　二七　304　四三
一三九〇　船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の一部を改正する告示　二七　304　七五
一三九一　港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示　二七　304　九六
一三九二　低騒音型建設機械の指定に関する件　二七　304　九九
一三九三　低振動型建設機械の指定に関する件　二七　304　一〇一
一三九四　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　二七　304　一〇一
一三九五　二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示の一部を改正する告示　二七　304　一〇一
一三九六　長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件　二七　304　一一
一三九七　船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二七　304　一二
一三九八　船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件　二七　304　一三
一三九九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二七　304　一三
一四〇〇　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二七　304　一三